

「エコ・ファースト企業」に再認定

「エコ・ファースト企業」に再認定

平成 26 年 6 月 18 日(水)、環境省認定のエコ・ファースト制度(※1)に基づく「エコ・ファースト企業」に再認定されました。

当行は、平成 20 年 7 月 1 日、金融業界として初めて「エコ・ファースト企業」に認定されています。今回、新しい認定基準、社会的要請を踏まえた約束の見直しを行い、再度、認定を受けました。

同日開催された第 13 回「エコ・ファースト」認定式兼平成 26 年度フォローアップ報告会(第 1 弾)では、これまでの環境保全に関する取り組み(エコ・ファーストの約束)の達成状況を報告するとともに、新たな「エコ・ファーストの約束」を手交しました。



▲北川知克環境副大臣(左)と大道良夫頭取(右)

当行の「エコ・ファーストの約束」

1. 「環境金融」を通じたグリーン経済を積極的に推進します。
～“お金の流れで地球環境を守る”との気概で、環境対応型金融商品・サービスの提供を実践～
2. 「エコオフィスづくり」を積極的に推進します。
～省資源・省エネルギーによる「クリーンバンクしがぎん」の実践～
3. 生物多様性の保全活動により、人と自然が共生する社会づくりを推進します。
～地域の皆さまとともに、持続可能な社会を実現～

*詳細は別添資料にて

※1 「エコ・ファースト制度」

環境省が企業の各業界における環境トップランナー企業を認定し、その取り組みを促進するため平成 20 年 4 月に設置されました。

認定企業は、環境大臣に対し、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、生物多様性保全など自らの環境保全に関する取り組みを「エコ・ファーストの約束」として約束し、環境大臣は、環境の分野において「先進的、独自のかつ業界をリードする事業活動」に取り組んでいる企業(業界における環境トップランナー企業)として認定します。



「環境金融」で低炭素社会へ

